

◆二条条間路の調査—第281次

1 はじめに

分譲住宅建設にともなう事前調査である。面積は約870m²、基本層序は上から盛土、旧耕土、床土、瓦敷で、瓦敷下が奈良時代の遺構検出面になる。遺構検出面は標高約60.7m～60.3m。

二条条間路は左京域では平城宮小子部門の南側正面より東院の南側を通り、東大寺の西面中門に至る道路である。本調査区は平城宮東南に隣接する左京二条二坊十坪と十一坪の境界部分にあたる。調査区北側の十坪は西北隅¹⁾（第80次調査：昭和47年度）・北辺部²⁾（第282-6次調査：平成9年度）が調査され、多数の建物を検出している。南側の十一坪の調査³⁾（第279次調査：平成8年度）では「コ」の字形の配置をもつ大型の建物が確認され、綠釉瓦が多量に出土している。

2 検出遺構

SD7090 二条条間路北側溝。長さ約110mにわたり検出した東西溝。奈良時代中頃に大幅な改修があり、改修前の溝をSD7090A、改修後の溝をSD7090Bとする。

SD7090Aは幅約3.8m、溝底は調査区東端で標高59.2m、西端で59.5mをはかり、開削当初は西より東に向かって流れていたことがわかる。溝の断面形状は東側では逆三角形を呈し、西へ向かうにつれ逆台形へと変化する。これは地山が東側の灰白色粘土から調査区中央より西にかけて砂へ変化することに関係すると思われる。灰～灰褐色の砂が堆積し、最下層は植物遺存体を多量に含む灰茶色粘土である。

SD7090Bは幅約2.0m、溝底は約60.0m前後で改修前に比べ細く、浅い。調査区西側では両岸に堰板（SX7093・SX7094）とこれを固定するための丸木の杭列（SX7091・

SX7092）が存在し、溝岸の崩落を防ぐものと考えられる。堆積は暗褐色粘質土が中心で、澁んでいた有様がうかがえる。粘質土の堆積を参考にすると、東から西への流れが想定でき、当初と流水方向が逆転している。これは後述する門の建設による変更であろう。門の基壇は下層溝を埋め立てた上に構築されており、下層溝から上層溝への改修は門の造営にあわせておこなわれたと考えられる。

SD7100 二条条間路南側溝。長さ約13mにわたり検出した東西溝。幅約4.6m、溝底の標高は約59.3mである。断面形状は逆台形を呈する。幾度か改修がおこなわれており、最終的には当初の位置よりやや北側に寄っている。

SF7095 二条条間路。路面幅員約12m、両側溝心心間で幅約16.2mをはかる。後世の瓦敷と削平のため路面状況は明確でない。

SD7115 東二坊坊間東小路西側溝。幅約1.6mの南北溝で、溝底の標高は約59.8mである。奈良市の調査⁴⁾（1988年）で検出した坊間東小路西側溝の北側延長部にあたる。本調査で造成当初は二条条間路上を横断していたことを確認した。溝は白色粘質土で埋め戻されており、門造営にともなって埋められたと考えられる。

SA7101 築地堀。条間路南側溝SD7100とその南側の東西溝SD7102との間に幅約2.4mの部分があり、十一坪の北面を区画する築地堀を想定できる。

SB7110 基壇上にたつ礎石建東西棟の門。南西の一部を検出したのみで、大部分は調査区外になる。削平され、基壇の痕跡を確認したにすぎない。礎石は既に抜き取られていたが、礎石据付掘形と根石が残存する。据付掘形は1.5m程の不整円形を呈し、2基検出した。この2基の心心距離は15小尺（約4.5m）である。

基壇は二条条間路北側溝、東二坊坊間東小路西側溝を埋めた上に造成している。基壇造成土は粘質土を主体と

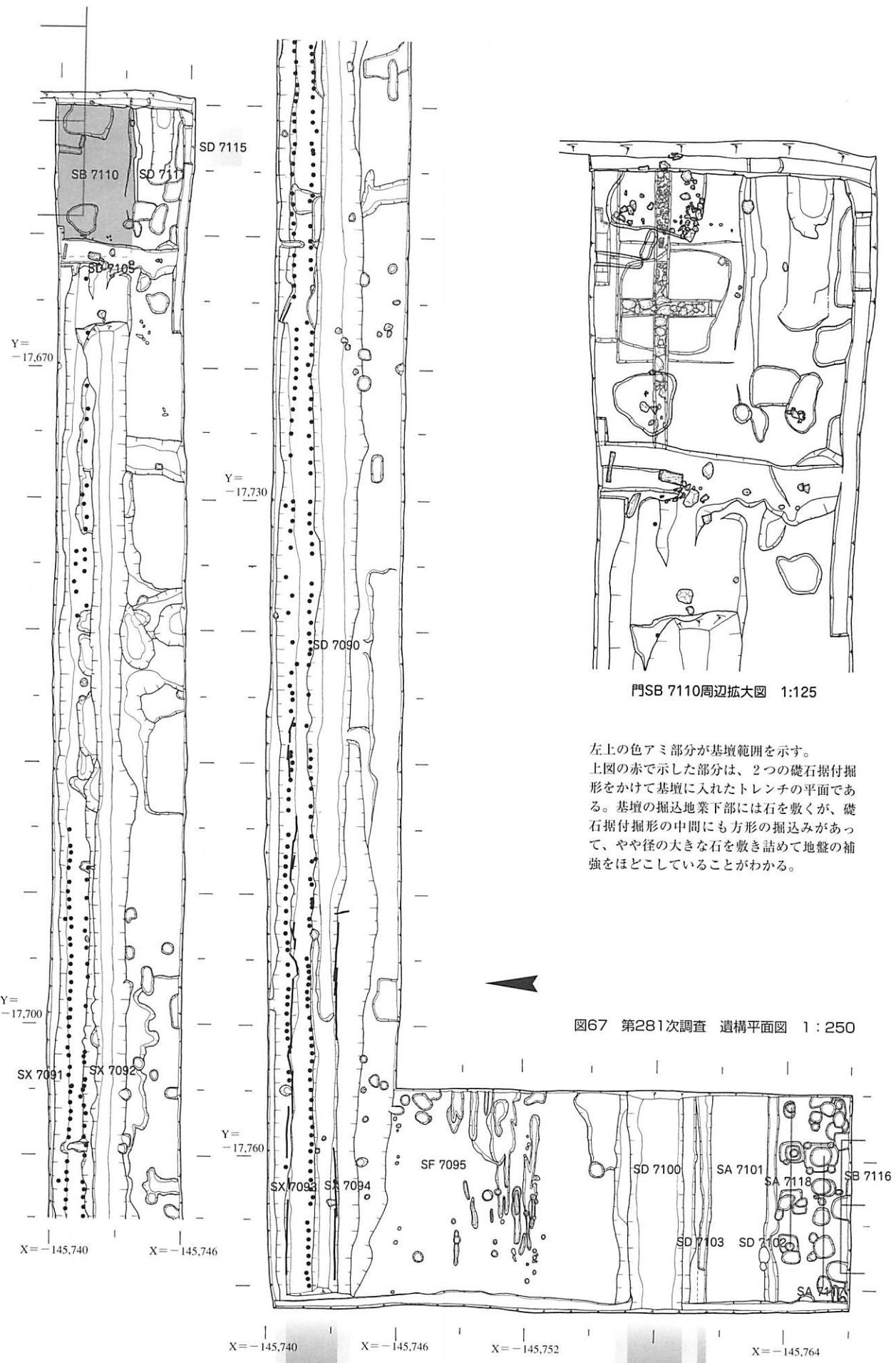


図67 第281次調査 遺構平面図 1:250

左上の色アミ部分が基壇範囲を示す。上図の赤で示した部分は、2つの礎石据付掘形をかけて基壇に入れたトレーナの平面である。基壇の掘込地業下部には石を敷くが、礎石据付掘形の中間にも方形の掘込みがあって、やや径の大きな石を敷き詰めて地盤の補強をほどこしていることがわかる。

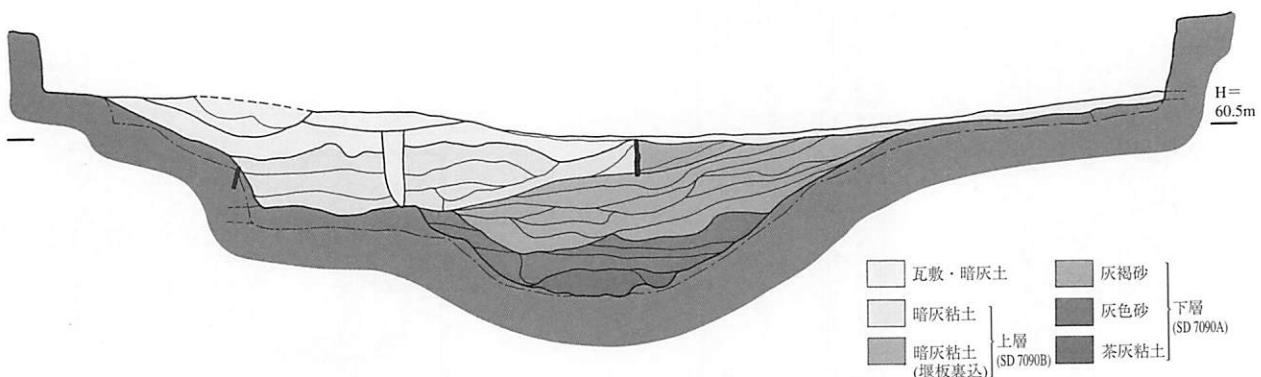


図68 二条条間路北側溝SD7090断面図 (Y=-17.757)

し、砂が主体の北側溝の埋土とは明瞭に区別できる。

基壇は掘込地業をともない、最下部には直径10~30cmの両輝石安山岩を主体とした石を敷き詰めている。また、造成の途中で、方形に穴を掘り、石を組み合わせるように詰めている状況も確認できた。これは軟弱な地盤に補強をほどこしたものと考えられる。

南辺においては、地覆石の抜取痕跡と、雨落溝を検出した。雨落溝は痕跡をわずかに留める程度であった。

SB7116・SA7117・SA7118 調査区南西隅にある掘立柱建物、あるいは塀と考えられる遺構。いずれも一部分のみで、性格等はあきらかでない。

SD7105 門SB7110の基壇西辺を破壊して掘られている南北溝。溝堆積土から平安時代の綠釉陶器、墨書をもつ土師器、柱材、焼印をもつ角材が出土した。

SX7119 調査区内の北側一面に敷き詰められていた瓦・礫敷。また、奈良時代の丸瓦を楕状に組み合わせている状況も確認した。これらの瓦は大半が小片で、瓦敷中に綠釉陶器や瓦器の細片が混じっていることから、平安時代以降に平城宮・京の瓦を再利用して敷き詰めたものと考えられる。

(金田明大)

3 出土遺物

木簡

木簡は合計526(232)点(括弧内は削屑。内数。以下同)出土した。内訳は、二条条間路北側溝SD7090から502(228)点、二条条間路南側溝SD7100から15(4)点、このほか出土地点不明のものが9点である。このうち、主なものの釈文を別掲した。

SD7090では、SD7090Aから475(209)点、SD7090Bから8(4)点の他、層位不明のものが19(15)点出土した。SD7090Aでは、年紀を記したものとして、⑭の和

銅8年(715)、⑬の神龜5年(728)、⑨の神(亀カ)(724~729)、⑥・⑧・⑮の天平20年(748)、⑪の天平…(729~767)がある。これらを含め、郡里制下(大宝元年[701]~靈龜3年[717])の年紀または地名表記をもつものが9点、郡里制または郡郷里制下(大宝元年[701]~天平12年[740])のものが4点、郡郷里制(靈龜3年[717]~天平12年[740])下のものが5点、郡郷里制または郡郷制下(靈龜3年[717]~)のものが9点、郡郷制下(天平12年[740]~)のものが3点ある。これらの分布をみると、調査区中央部の約40mの範囲では郡郷里制以後(717年~)のものが集中し、郡里制のものがみられないのに対し、その他の地区はほとんど郡里制のもので占められるという際だった偏りを示す。

内容をみると、後宮務所からの文書木簡②が注目される。文意は不明であるが、「後宮」の語が律令の規定通り用いられていたとすると、妃、夫人、嬪を指す。出土したのが現法華寺、つまり藤原不比等邸のすぐ南であったことを考えると、立后前にここに居住していた聖武夫人藤原光明子にあたる可能性が高く、この木簡



図69 第281次調査 出土木簡②

第二八一次調查出土木簡

簡は光明子の家政機関から発給された文書ということになる。なお以上の推定が正しければ、日付が「閏9月2日」とすると神亀4年(727)以外に可能性はなく、光明子が皇子を出産する(閏9月29日)直前である。

光明子に関係する可能性があるものとしては、「右大臣」と記した付札¹⁸がある。これが右大臣を指すとすれば、藤原不比等、長屋王あるいは藤原武智麻呂が候補となろう。

また、付札が多いことが注意される。貢進地別にみると、駿河国駿河郡古家里（④など2点）、近江国浅井郡（⑤など3点）、丹波国氷上郡（⑩など2点）、阿波国板野郡（⑫など3点）に偏りがある。税目をみると、庸米付札（⑥・⑫・⑬など明記されたもの8点、その他可能性の高いもの4点）が多い。これには越中国衛士養錢付札（⑦・⑧の2点）も併せて考えるべきであろう。なお、⑧にみえる「宮作衛士」は、宮の造営に

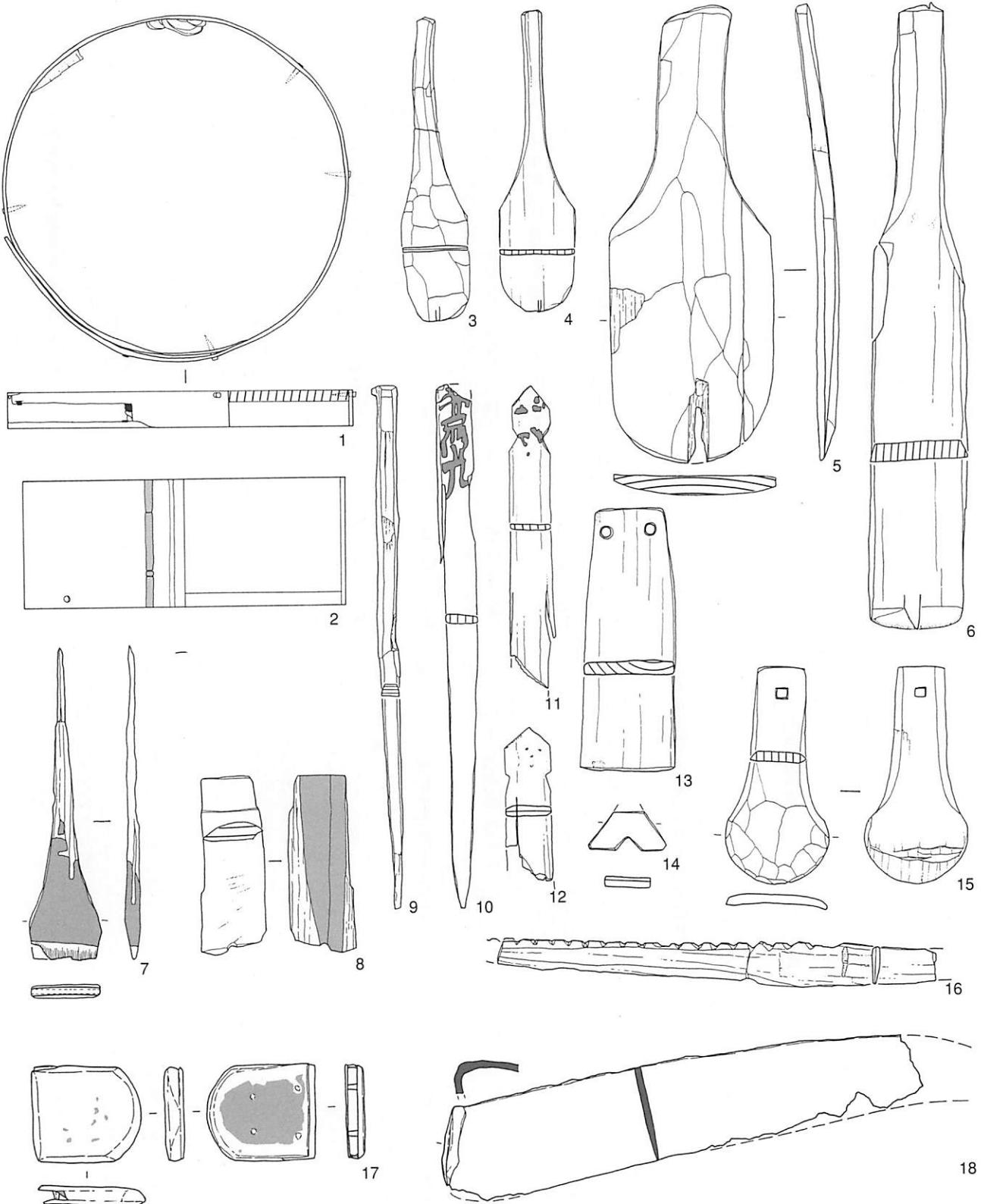


図70 第281次調査 出土木製品・金属製品 (1~16は1:3, 17・18は2:3)

携わるべき衛士が存在したことを示しており、軍防令第11条衛士上下条の「即非別勅、不得雜使」の規定との関わりで注意される。

この他、宿直を報告する文書木簡①、造営資材に関する木簡 (③など3点)、左衛士府関係の付札⑯、薬の封緘木簡⑰、論語の習書 (⑳・㉑の2点)、銭付札など銭に関するもの (⑯など4点) が注意される。なお、⑯の銭付札にみえる丸部鷗守は、正倉院文書に天平11年

(739) ~天平20年 (748) にかけて経師などとしてみえる人物と同一人か。

SD7090Bからは和銅□年9月とみられる年紀をもつものの㉒が出土した。削屑であるため、木簡作成の日付を示すか否かはあきらかではない。

SD7100では下層から6 (3) 点、上層から9 (1) 点出土した。上層から神亀元年 (724) の年紀をもつ書状㉓が出土している。

(古尾谷知浩)

木製品・金属製品

木製品はSD7090から645点など合計666点が出土した。以下に代表的な資料を示す（図70）。いずれもSD7090出土で、とくに示すもの以外はヒノキ製である。

1・2は曲物。2は底板を欠き、側板内面の痕跡より推定。SD7090では曲物底板が36点出土。3・4は匙。3はモミ属。5・6は杓子。SD7090では杓子22点、匙9点が出土。7は漆刷毛。先端を割り裂き、毛を挟む。8は工具柄。柄元はハバキを装着すべく、厚みを減ずる。下端は目釘の穴を残して欠損。裏面には身の茎の跡が変色して残る。トネリコ属。9は釘の様。10～12は人形。12の目鼻は細かな痕跡。形代・斎串はSD7090から22点出土。13は拍板。同様のもの3枚出土。数枚をつづり、左右に開閉し、打ち鳴らす楽器。14は琴柱。15は不明木器。両面とも丁寧に削る。上部に方形穿孔、裏面下端には割りあとが残る。16はすりざさら、モミ属。17は銅製鉈尾。黒漆が残る。18は鉄鎌。（加藤真二）

他にSD7090Aより和同開珎が28枚、SD7090Bより和同開珎1枚、神功開寶1枚、SD7100より神功開寶1枚が出土している。SD7090Aの和同開珎はいずれも調査区中央部に重なるような形で出土している。いずれも「隸開和同」と呼ばれているものである。いずれも調査区中央部に重なるような形で出土したことから、これらは差し銭の状態で溝内に埋没したものと考えられる。（金田明大）

瓦塼類

二条条間路北側溝SD7090Aからは、6135Aが1点、6311Baが2点出土したにすぎない。SD7090Bからは、平城宮軒瓦縦年Ⅰ期（6284C）、Ⅱ期前半（6285A、6311A、6313Aa、6313G、6664D、6685A、6685C）、Ⅱ期後半～Ⅲ期（6131A、6282D、6282E、6663A、6663C、6681A、6681B）の瓦が出土したが、法華寺造営期の6137C-6716A、6138B-6714Aや阿弥陀淨土院造営期の6138A・F・H～J-6767・6768の組み合わせはみられなかった（表15）。

二条条間路南側溝SD7100からは、5点の軒瓦が出土した。検出区間が短いが、北側溝と異なり法華寺・阿弥陀淨土院期の瓦がみられないのは、この溝の瓦が主として南側の十一坪に由来するからであろう。

SD7090廃絶後の整地土（灰褐砂質土・暗灰土）からは、Ⅲ期以前の瓦に加えて、阿弥陀淨土院の6767B・6768Cや平安に下る7751Aが出土した。

さらに上の礫層が瓦の量がもっとも多く軒丸瓦17点、軒平瓦28点がある。法華寺造営期のものは6282が1点、6137Cが1点、6138Bが2点、6714Aが1点、6716Aが2点、6721Cが1点、6721Jが1点あり、阿弥陀淨土院造営期のものは、6138Aが1点、6138Fが2点、6138Hが2点、6138Jが2点、6767Aが1点、6767Bが2点、6768Aが4点、6768Bが2点があるほか、平安の7283A・7734Aと中世に下るものが1点ずつある。礫層は中世の整地土であるからどこより運んだか問題だが、瓦の組成からみて阿弥陀淨土院南面築地を南に崩した可能性があろう。

門SB7110の雨落溝からは6126Aが1点、6138Jが2点、6716Aが1点出土した。（岩永省三）

土器

二条条間路北側溝SD7090を中心に多量の土器が出土した。一部であるが下層SD7090Aより出土したものを中心にしてあげる。

①SD7090A出土土器（図71）本溝出土の土器はいずれも平城宮土器Ⅱ～Ⅲ期のものを中心にしている。

土師器壺（1）外面はナデ調整である。内面は1段の放射状暗文を施し、底部にラセン状の暗文を施す。

土師器壺（2）小型のものである。手づくねで作成され、外面の胴部～底部にかけて指頭圧痕が残る。

軒丸瓦				軒平瓦						
型式	種	点数	型式	種	点数	型式	種	点数		
6126	A	1	6285	A	4	6643	C	1		
6131	A	1	6301	B	1	6644	A	1		
6135	A	2	6308	Aa	1	6663	A	3		
6137	C	2	B	1	B	1	6716	A	3	
6138	A	1	?	1	C	3	6721	A	1	
	B	2	6311	A	2	?	1	C	2	
	F	3	Ba	2	6664	D	2	Ga	1	
	H	2	6313	A	2	F	1	Ha	1	
	I	1	G	1	N	1	J	2		
	J	5	型式不明	33	6667	A	8	?	4	
	?	4	白鳳時代	1	6671	B	1	6732	C	1
6225	A	1	平安時代	1	6681	A	2	6767	A	1
6229	A	1	巴瓦	1	B	1	B	4		
6274	Ac	1			E	2	6768	A	5	
6282	Ba	2			6682	C	1	B	2	
	D	1			F	1	C	2		
	E	1			6685	A	3	D	1	
	Ia	1			B	1	型式不明	28		
	?	3			C	1	平安時代	3		
6284	B	1			6688	Ab	1	中世	1	
	C	1			6691	A	4			
軒丸瓦計				88	軒平瓦計				107	
丸瓦				塼				道具瓦・その他		
重量	2,090.6kg			重量	55.1kg			面戸瓦	2	
点数	14,749			点数	57			熨斗瓦	11	
平瓦				凝灰岩				刻印平瓦「三」	3	
重量	3,637.7kg			重量	2.3kg			道具瓦	1	
点数	29,408			点数	7			瓦製円盤	2	

表15 第281次調査 出土瓦塼類集計表

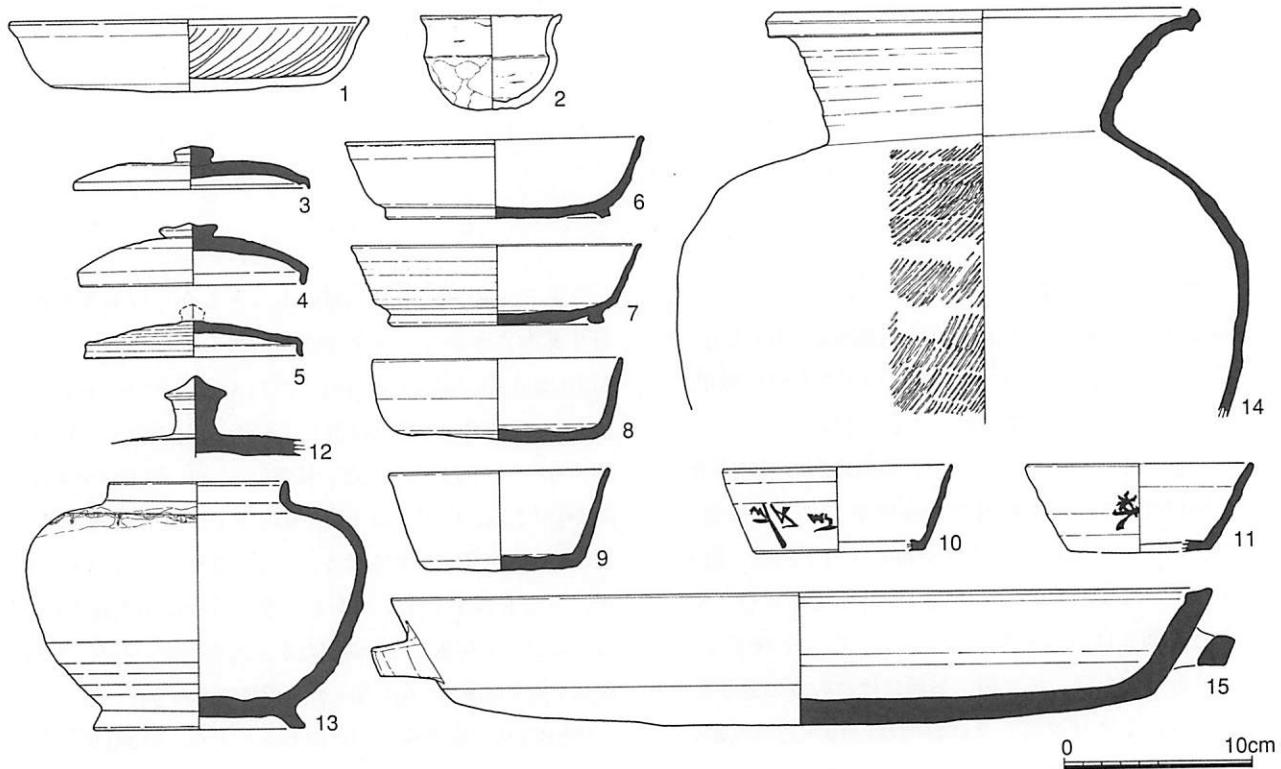


図71 SD7090A出土土器 1:4

須恵器蓋（3～5）5は茶灰色を呈し、ロクロメが明瞭にみえる。尾張猿投窯の産と考えられる。

須恵器壺（6～11）7は底部外面に回転ヘラケズリをおこない、高台との間に稜をもつ。10・11は墨書をもち、「長□」、「林」と書かれている。

須恵器蓋（12）大きなつまみをもつ、特殊な形状である。壺の蓋と考えられる。

須恵器壺（13）外面肩部に緑～白色の自然釉が付着する。焼成時に大きく焼け歪んでいる。

須恵器壺（14）明灰色を呈する。硬質に焼成されている。外面は平行タタキ、内面は同心円上の当て具痕をナデ消している。

須恵器盤（15）釣手が2本1対で胴部に付く。

②調査区内出土土器（図72）

土師器壺（1）内外面とも回転ナデを施している。外面に粘土輪積の痕跡が残る。SD7090B出土。

緑釉陶器段皿（2）白色、軟質の素地に緑釉を全面に施釉する。見込の部分にはミガキを施す。貼付高台をもつ。尾張猿投窯の製品か。瓦敷出土。

須恵器壺（3・4）3は白色で軟質の焼成であるが、外面に炭素を吸着させており、表面は黒灰色を呈する。横瓶の可能性がある。SD7090B出土。4は漆が内面全体に付着している。割れ口にも一様に漆が付着しており、打ち割られて使用されたのであろう。外面も漆が滴れた状態で付着する。SD7090B出土。

土師器皿（5）外面はナデ調整。内面は一段の放射暗文を施している。底部外面に「養船嶋」「放鳥数百籠」「馬

養」と墨書されており、放生会に関連する内容をもつものとして注目される。SD7090B出土。

土師器皿（6）内外面に墨書を多く施している。いずれも筆慣らし等の目的で書かれたようである。小片ではあるが緑釉陶器をともなって出土した。SD7105出土。

（金田明大）

4 門SB7110の性格

ここで、本調査で検出した門SB7110の性格について考察してみよう（図73）。規模は東二坊坊間東小路の中軸線⁵⁾を参考に推定すると、桁行3間で柱間寸法は15尺等間の門を復原できる。東大寺転害門、法隆寺東大門という現存する奈良時代の門はいずれも桁行3間で、桁行柱間寸法をみると、転害門は中央間20尺・両端間17尺、法隆寺東大門は中央間13尺・両端間9尺であり、これらと比較すれば、SB7110は両者の中間に位置している。SB7110は、柱間寸法をみる限り、奈良時代の門では大型の部類に入るといえるだろう。一方、二条条間路と東二坊坊間東小路の交差点に設けられているという位置を考えると、少なくとも西限を平城宮、東限を東二坊大路、南限を二条条間路とする2町以上の敷地をもつ区画に開く門と考えることができる。また、道路上に張り出して建つ点も特筆される。

ここで考えられるのは、北側に存在する法華寺との関係である。法華寺は藤原不比等邸を娘の光明子が平城還都後の天平17年（745）以降に寺院に改めたもので、総国分尼寺として、総国分寺である東大寺と並び奈良時代

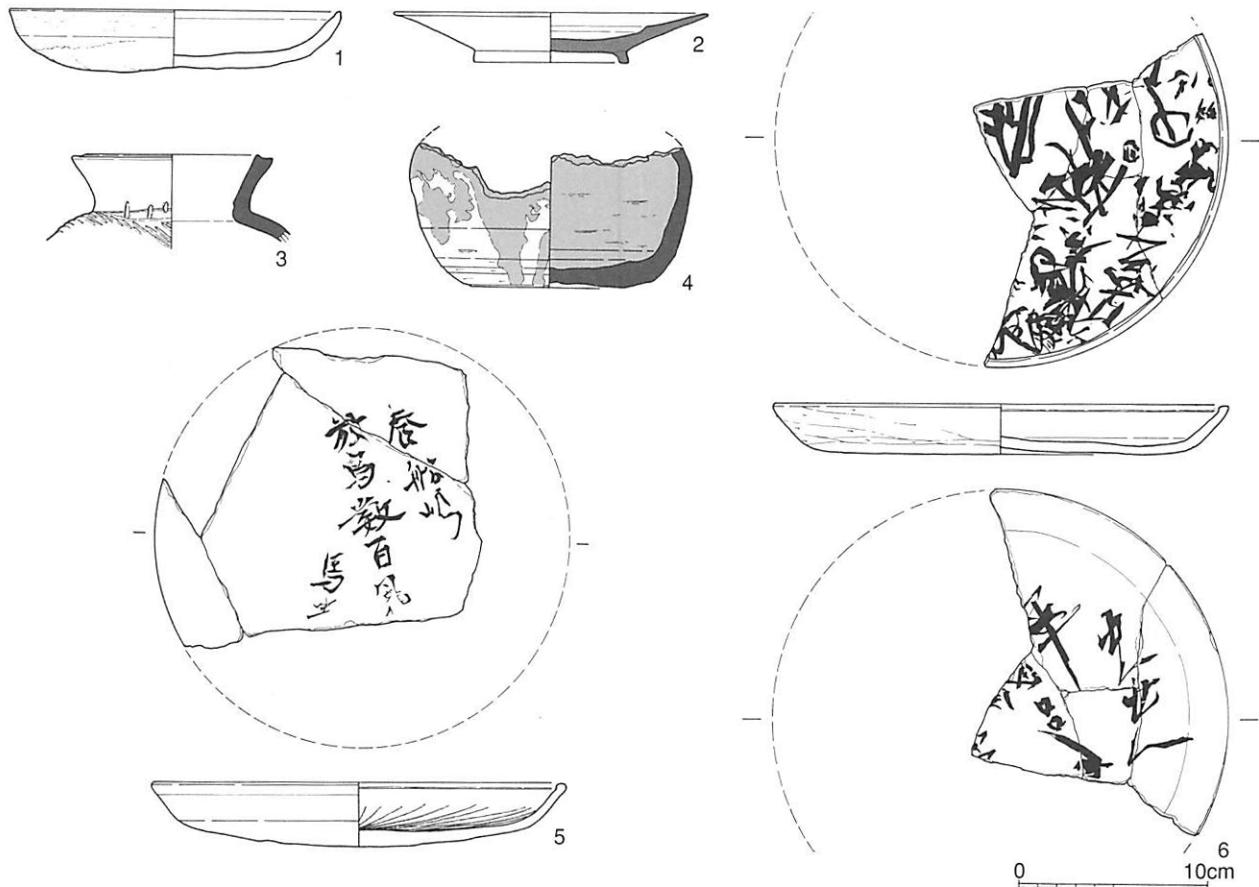


図72 第281次調査 出土土器 1:4

における中心的な寺院である。また、門の北西にあたる左京二条二坊十坪は阿弥陀浄土院の地に比定されている。阿弥陀浄土院は法華寺の西南隅に存在したことが『続日本紀』にみえ⁶⁾、中世の「佐保新免田土帳⁷⁾」にも「浄土院」の名称がみえること、「浄土尻」の小字名が現在もこの周辺にあることなどがその根拠である。したがって、検出したSB7110は不比等邸、不比等死後の邸宅、法華寺のいずれかに属する門である可能性が高い。

つぎに発掘調査による出土遺物をみてみよう。門の基壇造成に際して埋められたと考えられる、SD7090Aにおける最新の紀年木簡は天平20年のものであり、門の造営年代はこれ以降となる。また、門の基壇を破壊して掘られた溝SD7105の出土遺物から、門の存在下限は平安時代とすることができる。したがって、この門は奈良時代の後半に建築・使用されたといえ、不比等邸にともなう門ではなく、法華寺に関連する可能性が高い。なお、中世の「法華寺田畠本券⁸⁾」には調査区南側の左京二条二坊十一坪を「南大門路」と呼称しており、中世までなんらかの門の存在が意識されていたようだ。

法華寺の寺域は、先行する藤原不比等の邸宅の占地や、平城宮との関連といった視点を含め、古くから議論の対象となっている。喜田貞吉氏は先述の「法華寺田畠本券」の記載から、阿弥陀浄土院を寺域内に含めず、寺域の南限を二条条間北小路と考えた⁹⁾。これに対して太田博太

郎氏は二条条間路を南限と考え、南大門が二条条間路に開かれていたとした¹⁰⁾。本調査による門の発見により、法華寺の寺域が二条条間路を南限とする可能性を高めたといえるだろう。

ところで、法華寺の中心伽藍である金堂、講堂、東西両塔などは現在の寺域を中心とした二条二坊九坪に存在したと考えられ¹¹⁾、その中軸線は平城遷都以前より存在する隅寺（海龍王寺）の占地にも影響されて、条坊区画とは一致しない。一方、本調査において検出したSB7110は条坊に一致させて設けられており、その中軸推定線は法華寺中心伽藍の中軸線より東に約24mずれる。また、阿弥陀浄土院が本門と中心伽藍との間に存在することからみても、SB7110を法華寺中心伽藍の南大門と考えることは難しい。

以上から、本調査で発見した門SB7110は、法華寺の中心伽藍、付属施設、阿弥陀浄土院等を含めた寺域南辺中央部に設けられた門として理解される。条坊制に則って築かれたこの門と法華寺中心伽藍の中軸線のずれは、藤原不比等邸をもとにしながら長期にわたって継続的に建設がおこなわれた法華寺の造営過程を示す痕跡とみることができるのでないだろうか。なお、法華寺南大門は阿弥陀浄土院の区画をへだてた、一町北側の二条条間北小路に面し、中心伽藍の軸線上に存在すると理解するのが適当であろう。

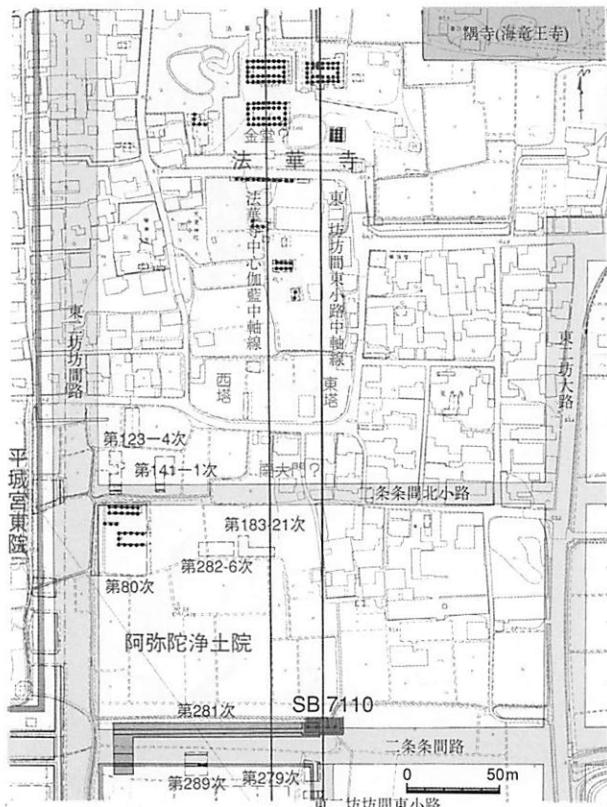


図73 法華寺寺域と門SB7110の関係 1:4000

5まとめ

本調査では、条坊道路の側溝をほぼ1町ぶんの長さにわたり調査することができた。門の発見により法華寺の寺域について考察できるデータを提示できたこと、側溝から木簡をはじめとする多量の遺物の出土をみたことが特筆できる。

しかし、現在では都市化の波を受け、本調査を含めて法華寺周辺の開発事前調査が増加し、1996・97年度で左京二条二坊十一坪はそれまでの水田から、住宅地へと景

觀が一変した。阿彌陀淨土院推定地にあたる十坪には水田内に大きな石が存在し、内部園池の立石ではないかとの意見もある。現在、この周囲だけが水田として箱庭的に残存しており、開発の手は確実に伸びてきている。いかに遺跡保存と調査成果の活用を図っていくか、という問題を浮き彫りにした調査であった。 (金田明大)

註)

- 1) 「第80次調査」『昭47平城概報(2)』
- 2) 本年報66-67頁
- 3) 「左京二条二坊十一坪の調査」(『年報1997-III』)
- 4) 奈良市教委「左京二条二坊十一・十四坪境小路の調査第151次」(『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書昭和63年度』1989年)
- 5) 上記文献、東二坊坊間東小路の中軸線は $Y = -17.656.315$
- 6) 『統日本紀』天平宝字五年六月庚申条
六月庚申、皇太后の周忌の斎を阿彌陀淨土院に設く。その院は法華寺の内、西南の隅にあり。忌の斎を設けむが為に造れり。その天下の諸国は各々國分尼寺に阿彌陀丈六像一躯、挾侍菩薩像二躯を造り奉る。(岩波書店・新日本古典文学大系本による)
- 7) 応永13年(1406)成立。
- 8) 『三箇院家抄』所収。成立は応仁2年(1468)～文明元年(1469)と推定されている。
- 9) 喜田貞吉「平城京及大内裏考評論(八)」(『歴史地理』13-4 1909)
- 10) 太田博太郎「法華寺」(『大和古寺大観第五卷』1976 岩波書店)
- 11) 前掲註10)。このうち、西塔は宝永四年(1707)の地震まで残っていたことが知られる。

平 城 専 こらむ 欄 ②

◆調査日誌から

1997年6月6日

夏を思わせる暑い日。東一坊大路西側溝から出土したばかりの木簡を見ていた某調査員は、驚きの声をあげた。その木簡は残念ながら上端が欠けていて、表裏ともに上の一文字が読めなかつたが、表には「善妻娶時來」、裏には「眼見眼見不如手作」と記してあったのだ。これは、何かの文章を書き写したものか、はたまたまじないに使つたものなのか。

おりしも、この発掘調査にあたつては、総担当者をはじめ、独身者が3人いた。そのうえ、調査部

初の女性調査員、花の独身H娘も新人研修として参加していた。それからしばらくしてからでしたね、キミが来年結婚することが明るみにでたのは・・・、木簡をとり上げた今年の年報編集者・H君!! この木簡は、婚期の到来を告げ、祝福した地中からのメッセージだったのですね。

その後、もう一人の独身調査員Sも電撃的な結婚を果たし、バラ色の新婚生活を送っているらしい。まさに、木簡の靈験あらたかといったところだが、総担当者・Y君だけはまだ独身のままである。彼は、今度こそ自分の分を掘

り出そうと、次の現場の二条条間路北側溝での捲土重來を期しているというもっぱらの噂である。

実は、この妻を迎える木簡、きっと本来は2枚セットだったのだと思う。もう1枚の「樂旅行往時亦來」と記した木簡は、闇から闇に葬られてしまったのではないか。そのため、HもSも結婚式は挙げたものの、新婚旅行に行くことはできずに、減私奉公している。今度の発掘では、2枚ともに掘り出さなくてはいけませんよ、Y君!!

ともあれ、皆さん、ご結婚おめでとうございました。 (T)